

ストレスチェックおよびメンタルヘルス研修業務に関する  
公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

ストレスチェックおよびメンタルヘルス研修業務について、受託業者の企画力、業務遂行能力、実施体制や個人情報保護体制、研修内容や効果等を総合的に審査し、最も適格な受託業者を選定する。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

福井県ストレスチェックおよびメンタルヘルス研修業務

(2) 業務期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日まで（3年間：長期継続契約）

（地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

ただし、翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の該当金額について減額または削除があった場合は、契約を解除します

(3) 業務内容

別紙「福井県ストレスチェックおよびメンタルヘルス研修業務委託契約書（案）」および「福井県ストレスチェックおよびメンタルヘルス研修業務仕様書」のとおり

(4) 見積限度額

年額 5,342千円以内（消費税および地方消費税は含まない。）

（契約総額 16,026千円以内(消費税および地方消費税は含まない。))

※1 研修会場費用は含まない。

※2 この募集に要する経費は含まない。

※3 このプロポーザルは、令和8年度の当初予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、内容および予算額を変更する場合があります。

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、(1)から(7)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者（プレゼンテーション時まで資格を取得した者を含む。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法（令和11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（令和14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（令和16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 機器を管理する事業場においてプライバシーマーク（ISOguide72-2001に従う第三者適合性評価制度の取得も可）を取得していること。

(6) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または供与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 4 プロポーザル参加申込および応募資格要件の確認

当該プロポーザルへの参加を希望する者は、下記により参加申込を行い、応募資格要件の確認を受ける必要がある。なお、提出期限を過ぎた場合は、プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出書類

様式1「参加登録書」（添付資料を含む。）および様式2「法人概要書」

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）によること。

(3) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時（必着）

(4) 提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県総務部人事課 担当：竹内 あて

TEL 0776-20-0243

(5) 結果通知

応募資格要件を審査するために必要な書類が整っているかどうかの事前チェックを行い、令和8年3月3日（火）までに電子メール等で連絡する。

(6) 応募資格要件が満たなかった者に対する理由説明

「参加登録書」を提出した者のうち、応募資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨および満たなかった理由を書面により通知する。

#### 5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類および提出部数

ア 提出書類

	提出書類
1	令和8年度福井県ストレスチェックおよびメンタルヘルス研修業務に関する企画提案書（様式3）

	② 会社概要
	②過去3年間（令和4年～令和6年度）のストレスチェックおよびメンタルヘルス研修の実績
	③実施体制
	④ストレスチェックに使用するWebシステムの提案
	⑤ストレスチェック結果および集団分析結果の提案
	⑥メンタルヘルス研修会の内容および講師についての提案
	⑦研修効果の測定方法と活用方法についての企画提案
	⑧個人情報保護および秘密保持に関する対応
	⑨見積書
	⑩その他特記事項
2	財務諸表（直近の決算1年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し）
3	提案を求める業務と同種または類似の業務の契約実績に関する書類 （1-②に記載した実績に係る契約書の写等）

イ 提出部数は、正本1部および写し6部（すべてA4版で提出）

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

(3) 提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時

※提出後の企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県総務部人事課 担当：竹内 あて

TEL 0776-20-0243

6 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する（令和8年3月中旬実施予定）。

プレゼンテーションの実施方法および日程等は、企画提案書の提出者に別途通知する。

7 契約先候補者の決定

県は、企画提案書を審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者に決定する。

本プロポーザルにより決定するのは、契約先候補者であり、契約の相手方の決定は9による。

8 審査結果の通知

(1) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。

(2) 契約先候補者に選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合において、県は、書面の提出があった日から15日以内に書面で回答する。

## 9 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

## 10 プロポーザルに関する質問

質問は、質問票（様式4）により、令和8年3月2日（月）午後5時までに、電子メールにより、福井県総務部人事課 福利・健康づくりグループまで提出すること（提出先は、問い合わせ先参照）。

質問に対する回答は、全ての参加予定登録者に対し、令和8年3月5日（木）までに電子メールにより行う。

## 11 企画提案書等の情報公開

選定結果として、企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

## 12 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- (4) このプロポーザルに係る一連の手續および契約に関する手續において使用する言語および通貨は、商標および固有名称を除き日本語および日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。
- (5) このプロポーザルは、令和8年度の当初予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、内容を変更する場合があります。

## 13 問い合わせ先

福井県総務部人事課福利・健康づくりグループ  
担当 竹内

TEL 0776-20-0243

FAX 0776-20-0626

E-mail n-takeuchi-p3@pref.fukui.lg.jp